

年1回は受診しましょう / 受診料は無料!

## 「国民健康保険特定健診」「後期高齢者医療健康診査」

が始まっています 【受診期限】令和2年1月31日(金)まで(医療機関によって異なります)

彦根市国民健康保険(以下「国保」)では、生活習慣病の予防・早期発見のために、特定健康診査を実施しています。

### ■40～74歳の国民健康保険特定健康診査

(令和元年度に40歳になる39歳の人を含む)  
対象者には、受診券と日程などが記載されたパンフレットを、5月下旬に送付しています。詳しくは、そちらをご覧ください。受診券が届いていない場合や、5月1日以降に国保加入の手続きをした40～74歳の方はご連絡ください。  
※会社の健康保険など、他の医療保険に加入している人は、実施場所や受診方法など、それぞれの健康保険組合などにお問い合わせください。

### ■75歳以上の健康診査

医療機関で健康診査を受診できます。対象者には、受診券を5月下旬に送付しています(すでに生活習慣病などで医療機関を受診している人は除く)。受診を希望する人で、受診券が届いていない場合は、ご連絡ください。  
※近くにかかりつけの医療機関がないなどの理由で医療機関での受診が難しい場合はご相談ください。

問い合わせ先  
困保年金課 ☎ 30-6112、FAX22-1398

## 10月1日(火)スタート! 年金生活者支援給付金制度

年金に上乗せして支給されるお金で、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援する制度です。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(彦根年金事務所)が実施します。初回の振込(12月)に間に合うよう、請求書の提出はお早めをお願いします。

### 対象

- 老齢基礎年金を受給し、次の要件を全て満たす人
    - ▶65歳以上
    - ▶世帯員全員の市町村住民税が非課税
    - ▶年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下
  - 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
    - ▶前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※」以下
- ※同一生計配偶者のうち、70歳以上または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

### 請求書の提出方法

- 【平成31年4月1日以前から年金を受給している人】  
対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、切手を貼って送付してください。
  - 【平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人】  
年金の請求手続きと併せて、彦根年金事務所(外町169-6)で請求手続きをしてください。
- 問い合わせ先 給付金専用ダイヤル  
☎ 0570-05-4092 (ナビダイヤル)、  
ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>



## 人間ドック・脳ドック検診

国民健康保険が受診費用の一部を助成します!

助成上限額が2万円→3万円に増額

国民健康保険に加入している皆さんの疾病予防や疾病の早期発見ができるように、人間ドック・脳ドックの受診費用の3分の2(上限3万円)を助成します。

- 助成対象者 彦根市国民健康保険に加入し(年齢不問)、保険料を納期限内に納付している人
- 申込期限 12月27日(金)
- 受診期限 令和2年2月29日(土)
- 申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑  
※本人以外の方が申請する場合、本人確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)も併せてお持ちください(別世帯の人が申請する場合には委任状が必要です)。
- 申請場所 困保年金課、支所・各出張所(彦根市ホームページから電子申請もできます)
- ※実施医療機関や人間ドックの種類など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。
- ※特定健診と人間ドック助成は、いずれかのみ受けられます(健診項目が重複するため。脳ドックは重複しないため)。人間ドックを申し込む人は、40歳以上の国民健康保険加入者へ送付する「特定健診受診券(桃色)」をお持ちください。
- 問い合わせ先 困保年金課 ☎ 30-6112、FAX22-1398

高齢者がスポーツ施設・スポーツ講座を利用する場合費用の一部を助成しています

対象 65歳以上で彦根市の介護保険被保険者  
※介護認定の有無は問いません  
※介護保険料に滞納がある場合は対象外です。

助成金額 施設利用料・講座受講料の2分の1の額(助成限度額は年度1人当たり3千円)  
※利用日の属する年度内(4ヶ月)

対象施設  
▼フィットウィル彦根(開出今町)※スポーツ講座のみ  
▼エル・スポーツ彦根(長曾根南町)

申請方法 困保年金課に必要事項を記入し、押印の上、次のものを添えて提出してください。

▼施設利用料・講座受講料の領収書(原本)  
▼介護保険被保険者証(提示)



振込先口座の分かるもの(提示)  
申請・問い合わせ先 困保年金課(八坂町1900-4)くすのきセンター内 ☎ 24-0828番、FAX24-5870番

救急外来  
診察時間・待ち時間が長くなります

市立病院で使用している電子カルテのバージョンアップのため、一時的に電子カルテを停止します。このため、救急外来の診察時間・待ち時間が長くなる可能性があります。ご理解・ご協力をお願いします。

日時 10月20日(日) 午前1時～同7時  
※終了時間は、前後することがあります。

問い合わせ先 市立病院経営戦略室 ☎ 22-6050番  
FAX26-0754番

年末調整・確定申告にご利用ください  
保険料額のお知らせ

保険料(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の支払額は、所得税や住民税の申告をする際に、全額が社会保険料控除の対象となります。平成31年1月～令和元年12月に保険料を納付した人へ、10月下旬に、2019年中に納付済の保険料額のお知らせを送付します。

※国民健康保険料は、納付義務者である世帯主に送付します。

※納付済額と12月31日までの納付見込額をお知らせに記載します。

※国民健康保険料と介護保険料第7期(12月)、後期高齢者医療保険料第6期(12月)について

- ▼納期限が令和2年1月6日のため、納付見込額に含まれていません。
- ▼【納付書で12月31日まで支払った場合】納付見込額と領収書などにより確認した納付額を合計して申告してください。

※年金から天引きされている額(特別徴収の金額)は含まれません。年金から天引きされている額は、年金支払者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」で確認してください。遺族年金・障害年金などの「源泉徴収票」が発行されない年

※2020年中に納付済の保険料額に含まれます(2020年の年末調整・確定申告などをする際に申告できます)。

▼【納付書で令和2年1月1日以降に支払った場合および口座振替(令和2年1月6日振替)の場合】2020年中に納付済の保険料額に含まれません(2020年の年末調整・確定申告などをする際に申告できます)。

金から天引きされている人で、申告に必要な場合は送付しますのでご連絡ください。

※2019年中に亡くなった場合など、現在各保険の資格がない場合でも、2019年中に保険料を納付していれば、お知らせを送付します。

※督促手数料や延滞金の支払額は、社会保険料控除の対象になりません。

問い合わせ先 困保年金課 ☎ 30-6145番、FAX22-1398番